

平成 16 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 イ ー シ ス テ ム 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 渡 辺 博 文
(コード番号 4322 大阪証券取引所 ヘラクレス市場)
問 合 わ せ 先 管理本部 本部長 大 西 浩 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 8 1) 8 7 6 3

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 11 日(金)開催の当社取締役会において、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 イーシステム株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円 (各社債の額面金額 100,000,000 円)
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払込期日および発行日 平成 16 年 6 月 28 日 (月)
5. 募集に関する事項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全額を大和証券エスエムピーシー株式会社に割り当てる。
 - (2) 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
 - (3) 申 込 期 間 平成 16 年 6 月 28 日 (月)
 - (4) 申 込 取 扱 場 所 株式会社 U F J 銀行 東京営業部
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。) する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第 (3) 号 記載の転換価額 (ただし、本項第 (8) 号または第 (9) 号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額) で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 新 株 予 約 権 の 数 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 25 個の本新株予約権を発行する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額および転換価額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額 (以下「転換価額」という。) は、当初金 172,200 円とする。
 - (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成 16 年 6 月 11 日の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の終値を 5.00% 上回る額とした。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格は、本項第 (3) 号記載の転換価額（ただし、本項第 (8) 号または第 (9) 号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該株式の発行価格に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(6) 新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 16 年 6 月 29 日から平成 18 年 6 月 27 日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

当社が本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第 4 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の主たる証券取引所（当初は、株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）。ただし、主たる証券取引所が変更された場合は、変更後の主たる証券取引所。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 90% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第 (9) 号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、係る算出の結果、修正後転換価額が 86,100 円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第 (9) 号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が 258,300 円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第 (9) 号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社の有する当社の普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、当社の普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (10) 新株予約権の消却事由および消却の条件 当社が第7項第(5)号乃至により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権の全部を同時に無償で消却する。
- (11) 新株予約権の行使後第1回目の配当 行使請求により交付された当社の普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込みに関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。
- (13) 行使請求受付場所 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
- (14) 行使請求取次場所 株式会社UFJ銀行 東京営業部
7. 社債に関する事項
- (1) 社債の総額 金25億円
- (2) 各社債の金額 金1億円の種類
- (3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償還価額 額面100円につき金100円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号乃至に定める価額による。
- (5) 償還の方法および期限
本社債の元金は、平成18年6月28日にその総額を償還する。
当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行ったうえで、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成16年6月29日から平成17年6月28日までの期間については金101円
平成17年6月29日から平成18年6月27日までの期間については金100円
当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、30日以上前に事前通知を行ったうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円でいつでも繰上償還することができる。
本新株予約権付社債の社債権者は、償還すべき日の3週間前までに事前通知を行い、かつ、当該本新株予約権付社債券を第11項記載の償還金支払場所に提出することにより、いつでもその保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえで、第10項に定める登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。
償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を買入消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (6) 社債券の形式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は、商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (8) 財務上の特約(担保提供制限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のため

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

にも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

8. 社債管理会社の不設置
本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
9. 取得格付
取得していない。
10. 登録機関
株式会社 U F J 銀行
11. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社 U F J 銀行（東京営業部）
12. 上場申請の有無
なし。
13. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 2,475 百万円については、全額運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しております。配当につきましては各決算期の経営成績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保の必要性を勘案して決定してまいります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および今後の事業拡大の為の投資等に充当していく所存です。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 12 月期	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	13,842.32 円	3,821.94 円	4,231.73 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本利益率	18.6%	19.3%	14.5%
株主資本配当率	- %	- %	- %

(注) 1 平成 13 年 8 月 2 日付をもって、1 株を 4 株に分割しております。なお、平成 13 年 12 月期の 1 株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2 平成 14 年 2 月 22 日付をもって、1 株を 2 株に、また、平成 14 年 8 月 20 日付をもって、1 株を 3 株に分割しております。なお、平成 14 年 12 月期の 1 株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成16年5月31日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は11.7%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

形態	公募増資
発行株式数	2,500株
発行価額	596,774円
資本組入額	298,387円
払込金総額	1,491,935,000円
発行日	平成14年6月6日

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
始値	1,110,000円	637,000円	96,800円	165,000円
高値	1,560,000円 680,000円	1,330,000円 228,000円	223,000円	198,000円
安値	979,000円 630,000円	535,000円 83,200円	75,500円	104,000円
終値	667,000円	95,000円	159,000円	164,000円
株価収益率	48.19倍	24.86倍	37.57倍	-倍

- (注) 1. 株価は、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現ヘラクレス市場)におけるものであります。なお、平成13年10月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
2. 平成13年12月期の高値および安値の印は平成13年8月2日付の株式分割(1株を4株に分割)による権利落後の株価を示しております。
3. 平成14年12月期の高値および安値の印は平成14年8月20日付の株式分割(1株を3株に分割)による権利落後の株価を示しております。
4. 平成16年12月期の株価については、平成16年6月11日現在で表示しています。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の名称		大和証券エスエムビーシー株式会社	
割当金額(額面)		金2,500,000,000円	
払込金額		金2,500,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 清田 瞭(注)2	
	資本の額	2,056億円(注)1	
	事業の内容	証券業	
当社との関係	大株主	株式会社大和証券グループ本社 60%	
		株式会社三井住友フィナンシャルグループ 40%	
	(注)1		
	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし(注)1
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし(注)1	
	取引関係	主幹事証券会社	
	人事関係	なし	

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (注) 1. 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成 16 年 5 月 31 日現在のものです。
2. 平成 16 年 6 月 22 日より、清田瞭から斎藤辰栄に交代の予定です。

以 上

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。